

# 富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付要綱

平成24年8月1日

一部改正

都市整備部長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザー 生ごみを細かく砕いて、台所から下水道に流す設備をいう。
- (2) ディスポーザー排水処理システム 制度要綱第3条第1項第1号、第2号に規定する補助対象事業により建設する共同住宅及び制度要綱第3条第1項第5号に規定する補助対象事業により建設する一戸建て住宅に設置するディスポーザーに排水処理槽を付加したもので、砕いた生ごみを生物処理した排水のみを公共下水道へ流すシステムをいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅及び長屋（売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために、区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む）をいい、店舗事務所等の用途と併用するものを含むものとする。

## (補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域とする。

## (事業計画の認定)

第4条 前条の区域において建設する共同住宅及び一戸建て住宅に、ディスポーザー排水処理システムを設置しようとする者は、制度要綱第4条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。

- (1) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

(認定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 制度要綱第1条に規定する目的に即した事業であること。
- (2) ディスポーザー排水処理システムを設置する当該共同住宅及び一戸建て住宅については、制度要綱第4条で規定する事業計画の認定を受けていること。
- (3) 当該共同住宅及び一戸建て住宅に設置するディスポーザー排水処理システムについては、旧建設大臣が認定したもの、または社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能規準(案)」に適合したものであること。

2 前項の基準は、富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱など共同住宅の建設に係るその他の基準を緩和するものではない。

3 第1項の認定は、第14条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

4 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付の限度について条件を付することができる。

(認定の通知等)

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該計画の認定の申請をした者に通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第7条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画変更認定申請書(様式第2号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の場合において第5条に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の変更を認定することができる。

(認定計画の地位の継承)

第8条 次のいずれかに該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を継承することができる。

(1) 認定事業者が死亡した場合等において、現に同居する親族で引き続き認定計画に従って事業を実施する者。

(2) 認定計画に基づきディスポーザー排水処理システムを設置した一戸建て分譲住宅を認定事業者から売買契約によって取得する者。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画地位継承承認申請書(様式第3号)に、地位の継承のあった事実を証

する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該認定計画の地位継承申請者に通知しなければならない。

(認定計画の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、第6条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業中止(廃止)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第10条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる整備事業を行ったとき。

(3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第3項各号に該当する者になったとき。

(4) 第6条の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該共同住宅及び一戸建住宅が完成した日から6月以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。

(5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、認定計画に定めるディスポーザー排水処理システムを設置する住戸数に5万円を乗じた額で、予算の範囲内の額とする。ただし、当該申請1件につき250万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第13条 認定事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、認定計画にかかる事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(3) 暴力団及び暴力団員

(4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

- ( 5 ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ( 6 ) 前 5 号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適当であると認める者

( 交付決定等 )

第 1 4 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第 1 9 条の規定により、規則第 5 条の交付の決定及び規則第 1 3 条の額の確定の手続きを併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第 5 条及び規則第 1 3 条の通知は、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

( 補助金の交付 )

第 1 5 条 市長は、前条に規定する通知の後、認定事業者から提出される富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金請求書(様式第 7 号)に基づき、当該認定事業者に対し補助金を交付するものとする。

( 交付決定の取消し等 )

第 1 6 条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

( 1 ) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

( 2 ) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、認定事業者に文書を交付して通知するものとする。

( 補助金等の返還 )

第 1 7 条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該認定事業者に対し、期限を定めてその返還を文書を交付して求めるものとする。

( 細則 )

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表（別紙1）	申請者確認欄
誓約書	要綱第4条第3項に掲げる要件に関する誓約書
事業計画書（別紙3）	事業計画の概要
富山市排水設備新設等計画 確認申請書の写し	使用者、申請者、土地所有者の承諾、排水設備の施工者、責任 技術者、工事種類、排水種類等
富山市排水設備新設等計画 確認証の写し	
ディスポーザー排水処理シ ステムの届出の写し	旧建設大臣の認定書又は社団法人日本下水道協会の適合評価 書、設置場所位置図、建築物配置図、排水設備設計図、設置設 備の仕様書（粉碎装置、排水処理槽）、維持管理計画（維持管 理体制、処理水質基準、維持管理要領）、誓約書
まちなか居住推進事業にお ける事業計画の認定通知書 の写し	

別表第2 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表（別紙4）	申請者確認欄
申請内訳書（別紙5）	完成した計画の概要
工事検査済証の写し	富山市排水設備等の工事検査済証の写し
工事写真	ディスポーザー排水処理システムの工事写真
完成写真	ディスポーザー排水処理システムの完成写真